

## 下水道排水設備指定工事業者変更に伴う書類

異動事項	法人の場合	個人の場合
商号(組織)変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可)</li> <li>・ 定款(写し可)</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> <li>・ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可)※</li> <li>・ 定款(写し可)※</li> <li>(※法人にした場合)</li> </ul>
代表者変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可)</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> <li>・ 経歴書</li> <li>・ 様式第1号の2(第4条関係)</li> <li>・ 住民票記載事項証明書</li> <li>・ 代表者の写真1枚(5cm×5cm)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> <li>・ 経歴書</li> <li>・ 様式第1号の2(第4条関係)</li> <li>・ 住民票記載事項証明書</li> <li>・ 代表者の写真1枚(5cm×5cm)</li> </ul>
代表者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 住民票記載事項証明書 (登記事項証明書(写し可)でも可)</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 住民票記載事項証明書</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> </ul>
営業所の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可) 又は固定資産物件証明書(建物登記簿謄本)</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> <li>・ 様式第1号の3(第4条関係) (営業所の平面図、付近見取り図)</li> <li>・ 営業所・倉庫内外部 写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 固定資産物件証明書(建物登記簿謄本)</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証</li> <li>・ 様式第1号の3(第4条関係) (営業所の平面図、付近見取り図)</li> <li>・ 営業所・倉庫内外部 写真</li> </ul>
責任技術者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 新規の場合は様式第2号</li> <li>・ 責任技術者証 (日本下水道協会京都府支部発行)</li> <li>・ 雇用関係を証する書類 (政府管掌健康保険証等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第6号(第9条関係)</li> <li>・ 新規の場合は様式第2号</li> <li>・ 責任技術者証 (日本下水道協会京都府支部発行)</li> <li>・ 雇用関係を証する書類 (政府管掌健康保険証等)</li> </ul>
証のき損・紛失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第4号</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証(き損の場合)</li> <li>・ 始末書(紛失の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第4号</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事業者証(き損の場合)</li> <li>・ 始末書(紛失の場合)</li> </ul>

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事業者異動届

(宛先)向日市長

指 定 番 号 向日市指定第 号  
商 号

〒

営業所所在地

電話 ( )

代表者氏名

異 動 事 項	新	旧
ふりがな 商 号(組織)		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)、下水道排水設備指定工事業者証	
ふりがな 氏 名(代表者)		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)、下水道排水設備指定工事業者証、代表者の誓約書及び経歴書	
住居表示の変更		
添付書類	住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書(登記事項証明書でも可)、下水道排水設備指定工事業者証	
電 話 番 号		
添付書類		
営 業 所 の 移 転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、登記事項証明書(法人のみ)、下水道排水設備指定工事業者証、固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し	
責任技術者の変更		
添付書類	新規の場合は、様式第2号及びその添付書類	

様式第1号の2(第4条関係)

誓約書

年 月 日

(宛先) 向日市長

申請者 住所(所在地)

氏 名(名称)

(代表者氏名)



申請者(法人の場合は、当該法人及びその役員)は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、下水道排水設備指定工事業者の指定を取り消されても異存ありません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- (2) 指定を受けようとする者(法人にあつては代表者)が向日市下水道排水設備指定工事業者規程第14条の規定により責任技術者としての登録の取り消しを決定され、協会の登録を取り消されてから2年を経過していないこと。
- (3) 指定工事業者が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していないこと。
- (4) 指定を受けようとする者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。
- (5) その役員その他これに類する者のうちに前4号に規定する要件のいずれかに該当する者があること。(法人の場合に限る。)

# 経 歴 書

フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日生
現 住 所	電話(       )       -		
所属事務所名 及び所在地	電話(       )       -		
資 格	資 格 名 称	資 格 証 番 号	取 得 年 月 日
			年    月    日
			年    月    日
			年    月    日
			年    月    日
			年    月    日
最 終 学 歴	(卒業学校名)		(卒業年月)
	(学科名)		年    月
経 歴			
備 考			

様式第1号の3(第4条関係)

営業所の配置図及び付近見取図

配置図

面積 m<sup>2</sup>

付近見取図

線 駅下車 バス・徒歩 分

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの  
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

年 月 日

専属責任技術者名簿(新規・更新)

向日市長 様

指 定 番 号 向日市指定 第 号

商 号

〒

営業所所在地

電話 ( )

代表者氏名

ふりがな 専 属 者 氏 名	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ。ただし、代表者と専属者が同一人の場合は除く
  - ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(国民健康保険証は除く。)の写し
  - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
  - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し